

平成 30 年 8 月 27 日

厚木市長 小 林 常 良 様

厚木市個人情報保護審査会
会 長 玉 卷 弘 光

市長の所管に属する厚木市個人情報保護条例第 7 条に規定する要配慮個人情報
の取扱いについて（答申）

平成 30 年 7 月 3 日付けで意見を求められた、厚木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 7 条及び附則（平成 30 年条例第 5 号）第 2 号の規定に基づく要配慮個人情報の取扱いについては、7 月 11 日及び 7 月 31 日開催の審査会での審議の結果、条例に照らし適当なものと認めましたので、答申します。

なお、今回審査会が取扱いを認めた要配慮個人情報は、事務の実施上取扱いが不可避なものであると判断されることから、条例上の例外として取扱いが認められたものであり、今後の当該事務の実施に当たって、明らかに取扱いが不要であると実施機関として判断されることとなった場合には、当該要配慮情報を適切に削除するよう努めてください。

付言

審査会は、今般の諮問案件の審査に基づき取扱いを認めることとした個別の要配慮個人情報取扱事務を基として、当該事務と同種・同質の要配慮個人情報取扱事務を類型化し、新たに要配慮個人情報を取扱う必要のある事務を開始しようとする場合、当該事務が類型の何れかに該当すると実施機関において判断されるときは、個別の事務毎に審査会に諮る必要はないものと考えます。ただし、類型該当として開始した事務については、遅くとも当該翌年度中に審査会に報告してください。

なお、今回、審査会において適当と認めた類型は別紙のとおりです。